

空き家オーナーのみなさま！空き家バンクをご存じですか？

あなたの使っていない物件を

糸島市空き家バンク



有効活用しませんか？

成約率
約75%

売却収入を得て
維持管理から解放

〈売買価格実績：100～3,600万円〉

家賃収入を
得ながら
資産を維持

〈賃料実績：6.3～13.8万円〉

空き家の活用で
地域活性化に貢献

地震や台風による
倒壊も不安…



固定資産税や
管理費も
ずっとかかるよ

空き家を
放置すると

火事やイタズラ
の心配も



相続も複雑
になるよ

景観も悪化
しちゃう…

空き家に住みたい人との橋渡しを行っています。お気軽にご相談ください！



荷物を処分
する方法が
分からない…

貸したいけど、
田舎で希望者が
いるかな？



仏壇を置いたまま…
相続もどうすれば
いいかしら？

相談・登録は無料です

糸島市 コミュニティ推進課

☎ 092-332-2062

Email / community@city.itoshima.lg.jp

詳細は裏面をご覧ください ▶▶

空き家バンク制度とは？

空き家バンクとは、市内に存在する空き家の有効利用を通して地域の活性化を図るため、市内にある空き家の売買・賃貸を希望する所有者から登録をいただいた情報を、市ホームページを通して公開し、定住や空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。

パソコン・タブレット・スマホ等から閲覧可能

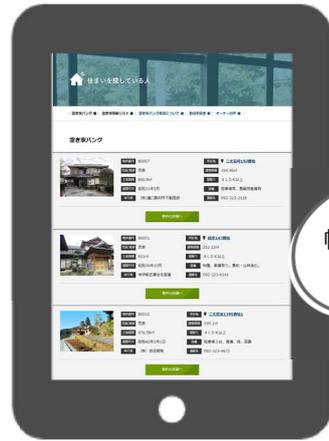
実際にご覧ください！

糸島市 空き家バンク

検索



なるほど！
こんな感じで紹介
してくれるのね！



幅広い人に物件を
紹介できそうだ



※実際の売買・賃貸借契約は、空き家所有者があらかじめ指定する不動産業者（市の登録業者）が媒介することとなります。

空き家バンク登録までのステップ

STEP 1 まずは糸島市 コミュニティ推進課へご相談を！
ご来庁、お電話（092-332-2062）どちらでも相談可能です。
ぜひお気軽にご相談ください。

STEP 2 空き家バンクの登録手続き
空き家バンク登録のための申請書等をご提出いただきます。その際、糸島市が
提供する登録宅建業者名簿からご希望の宅建業者を指名していただきます。

STEP 3 仲介宅建業者との媒介契約
糸島市が宅建業者に指名を通知し、物件に関する引継ぎを行います。
指名を受けた宅建業者が物件調査・価格査定を行い、所有者と媒介契約を交わします。

STEP 4 空き家バンクへの情報掲載
媒介契約締結後、市は糸島市空き家バンク（ホームページ）にて物件情報
を公開します。また、仲介宅建業者も成約に向けて営業活動を行います。

STEP 5 成約・決済・登記手続き
無事に成約に至った場合、所有者と買主・借主とで売買（賃貸借）契約を
締結し、登記（売買のみ）・決済を行えば終了です！

何年も使っていない
空き家があって…



無事に売却でき
てホッとした…



相続登記はお済みですか？

相続登記がされず、ご先祖（故人等）の名義のままになっていることが多々あります。子や孫の代でのトラブルを防ぐためにも、きちんと登記を済ませておきましょう！



荷物の片づけでお困りですか？

空き家に家財や仏壇等が残されたままでは、売却・賃貸がスムーズにいきません。早めの整理を心がけましょう！空き家の家財等をまとめて処分できる業者もあります。

＜糸島市一般廃棄物収集運搬許可業者＞

- (株)環境技研 ☎092-322-1737
- (株)二丈環境整備センター ☎092-325-0163
- (株)糸島環境開発 ☎092-322-1411

